

**八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング
説明会参加申込書**

法人名		
法人所在地		
担 当 者	部署・役職	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
説 明 会	<任意参加> ☐ 令和4年3月8日（火）午前11時に参加を希望する	
参 加 者	法人名・部署・役職	氏 名
説 明 会 参加予定者 (2名以内)		

*法人のグループで参加する場合は、全ての構成法人について記載してください。

提出期限：令和4年3月4日（金）午後5時

**八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング
対話参加意向確認書**

法人名		
法人所在地		
担当者	部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

*法人のグループで参加する場合は、全ての構成法人について記載してください。

提出期間：令和4年3月9日（水）午前9時から令和4年3月23日（水）午後5時

守秘義務誓約書

国土交通省大阪航空局長 殿

住 所 ○県○市○○○○

商号又は名称 株式会社○○○○

代表者の氏名 ○○○○（権限規程に基づく決裁者でよい）

責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

※押印を省略する場合は、上記について記載すること。

当社は、今般、八尾空港西側跡地検討会議事務局から、令和4年2月25日付で案内がありました「八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング調査実施要領」（以下「本実施要領」といいます。）に係る提案概要を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を国土交通省大阪航空局（以下「国」といいます。）に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。
- 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第2条（秘密の保持）

当社は、国から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、国から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、国又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

国から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディングに参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより国又は第三者（国に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄）

- 1 受領した守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、破棄義務の遵守に関する報告書の提出期日までに（又は本書の違反等により国が求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上

**八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング
質問用紙**

法 人 名		
法人所在地		
担 当 者	部署・役職	
	氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	
質問内容		

※本マーケット・サウンディングに関連しない質問には回答できない場合があります。

※回答は、令和4年4月中旬頃に「①マーケット・サウンディングの実施を公表」に記載の URL に掲載を予定しています。

提出期間：令和4年3月9日（水）午前9時から令和4年3月23日（水）午後5時

破棄義務遵守に関する報告書

国土交通省大阪航空局長 殿

住 所 ○県○市○○○○

商号又は名称 株式会社○○○○

代表者の氏名 ○○○○（権限規程に基づく決裁者でよい）

責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

※押印を省略する場合は、上記について記載すること。

当社は、今般、八尾空港西側跡地検討会議事務局から令和4年2月25日付で案内がありました「八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング調査実施要領」に係る提案概要を作成することを目的として、守秘義務誓約書の提出を条件とする守秘義務対象開示資料の開示を受けましたが、今般、同誓約書に基づき、下記のとおり印刷物等の破棄を完了したことを報告します。

記

破 棄 日	対話実施の終了日を想定
破 棄 方 法	裁断、焼却、消去等の処理を想定

以 上

破棄義務遵守の延期に関する誓約書

国土交通省大阪航空局 殿

住 所 ○県○市○○○○

商号又は名称 株式会社○○○○

代表者の氏名 ○○○○（権限規程に基づく決裁者でよい）

責任者		連絡先	
担当者		連絡先	

※押印を省略する場合は、上記について記載すること。

当社は、今般、八尾空港西側跡地検討会議事務局から令和4年2月25日付で案内がありました「八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング調査実施要領」に係る提案概要を作成することを目的として、守秘義務誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料の開示を受けましたが、今般、同誓約書第7条第1項に基づき、速やかに破棄することができなくなりましたので、以下のとおり、破棄予定日までにこれらをすべて破棄し、破棄が完了したときは国土交通省大阪航空局に対してその旨報告することを約束します。

記

破棄予定日	誓約書7条2項の保存期間
破 棄 方 法	裁断、焼却、消去等の処理を想定
破棄延期の理由	誓約書7条2項を想定
延長を求める 守秘義務対象資料の範囲	情報使用者が使用していた範囲

以 上

八尾空港西側跡地活用マーケット・サウンディング
対話参加申込書

法人名		
法人所在地		
担当者	部署・役職	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

*法人のグループで参加する場合は、全ての構成法人について記載してください。

提出期間：令和4年4月20日（水）午前9時から令和4年5月20日（金）午後5時

八尾空港西側跡地マーケット・サウンディング 調査票

※ 必要に応じ、別添資料等の添付は可能とします。

法人名	
【導入機能・都市基盤施設関連】	
① 各地区（A，B，C，D）で導入可能と想定する機能及び施設の概要・規模・配置について。 （図面提出を想定しています。）	
【提案】 ※導入施設については、可能な範囲で、棟数、階数、床面積、住宅等の場合は入居戸数等を記載してください。	
② 「4.（2）導入を希望する施設・機能等」に対する意見について。（必要性や土地の価値に対する影響等を含みます。）	
【提案】 	
③ 都市基盤整備を事業者負担で実施することに対する意見及び実施するにあたって想定する各整備費用について。	
【提案】 	
④ 4.（3）①・2 南北方向道路に対する意見について。（南北方向の動線をこの位置に確保とした場合、本地区にふさわしい都市基盤施設の形態をどのように考えるかについて。例えば、自転車歩行者専用道など）	
【提案】 	

⑤ 施設への交通アクセスの考え方について。
【提案】
⑥ 開発にかかるスケジュール（想定）について。
【提案】
【本用地売却条件関連】
⑦ 埋蔵文化財調査、土壌汚染調査、地下埋設物調査を踏まえ、これらの複合的な瑕疵を前提として、本用地を整備する際に必要と考えられる対策方法及び対策費用について。
【提案】
⑧ 都市基盤整備や埋蔵文化財・土壌汚染・地下埋設物の対応を事業者負担で実施することを前提とした場合における、本用地開発への参加意思の有無及び事業性を確保できると考える土地価格水準について。また、それは地区計画を定めなかった場合と比べ、どう変動すると考えるかについて。
【提案】
⑨ 売買契約において売主の契約不適合責任を免責とした場合、本用地開発への参加意思への影響度について。
【提案】

⑩ 契約不適合責任免責条項の設定を前提とした場合、もし現有調査、報告書で対応不可と考えるのであれば、最低限、追加でどの程度の調査が必要と考えるかについて。
【提案】
【その他】
⑪ 本用地の北側に隣接する『もと長吉車庫』を活用できるとした場合、『もと長吉車庫』と本用地等の一体活用を希望するか、本用地・大阪府有地・大阪メトロ用地の開発を希望するか。
【提案】
⑫ 本用地の東側に近接する『八尾空港』と一体的に活用することによって、周辺地域のにぎわいにつながる提案について。
【提案】
⑬ その他、開発するにあたって想定される課題及び公共側に協力等を求める事項について。
【提案】

*法人のグループで参加する場合は、全ての構成法人について記載してください。

提出期間：令和４年４月２０日（水）午前９時から令和４年５月２０日（金）午後５時